

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	<p>母子健康法(昭和40年法律第141号)及び行政手続における個人を識別する為の番号の利用等に関する法(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の給付又は養育医療に要する費用の徴収に関する事務</p>
③システムの名称	<p>①GPRIME保健総合システム(健康管理) ②未熟児養育医療給付システム ③中間サーバー ④中間サーバーコネクタ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児健診関連ファイル、新生児及び乳幼児訪問指導関連ファイル、妊産婦健診及び母子健康手帳関連ファイル、未熟児養育医療給付関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表70の項 ・行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条各号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>①番号法第19条第8号 別表 項番70 ・情報照会:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番95、95の2、96 ・情報提供:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番42、48、71、80、112、125、155、161 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令 ・情報照会の根拠:第97条、第97条の2、第98条 ・情報提供の根拠:第44条、第50条、第73条、第82条、第114条、第127条、第157条、第163条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市子育て支援部おやこ応援課(養育医療関係事務を除く。) 旭川市子育て支援部子育て助成課(養育医療関係事務に限る。)
②所属長の役職名	おやこ応援課長 子育て助成課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	旭川市子育て支援部 おやこ応援課(未熟児養育医療給付関連ファイルを除く。) 〒070-0031 旭川市1条通8丁目187-1(ツルハ旭川中央ビル2階) 電話番号0166-26-2395
	旭川市子育て支援部子育て助成課(未熟児養育医療給付関連ファイルに限る。) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号0166-25-6446

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

＜選択肢＞

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		[]人手を介在させる作業はない
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバーの取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、マイナンバーの取得、管理、交付の各段階において、誤収集、紛失、誤廃棄、誤交付等の人的ミスを発生させないよう複数の職員で情報の取扱いを共有しながら二重チェック等を行っており、特定個人情報を受け渡す際は、事前に暗号化・パスワードによる保護、確実なマスキング処理を行い、かつ二重チェックを行っているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠		<ul style="list-style-type: none"> ・システムのアクセス権を、業務上システムの利用が必要な職員にのみ付与するとともに、事務取扱者及び特定個人情報取扱者は情報管理等の研修を受講している。 ・特定個人情報が記載されている書類等は整理整頓の上、必ず施錠できるキャビネットに保管している。 ・端末の盗難、紛失を防止するため、セキュリティワイヤにて固定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	5①後段	旭川市子育て支援部子育て支援課(養育医療関係事務に限る。)	旭川市子育て支援部子育て助成課(養育医療関係事務に限る。)	事後	
平成29年3月31日	5②後段	子育て支援課長 品田 幸利	子育て助成課 高桑 聰子	事後	
令和1年6月26日	5②	母子保健課長 阿保 理恵子 子育て助成課長 高桑 聰子	母子保健課長 子育て助成課長	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①保健福祉情報システム(母子保健台帳)②住民健診情報照会システム③赤ちゃん訪問システム④乳幼児統計システム⑤未熟児養育医療給付システム⑥中間サーバー⑦中間サーバーコネクター(団体内統合宛名)	①保健福祉情報システム(母子保健台帳)②赤ちゃん訪問システム③乳幼児統計システム④未熟児養育医療給付システム⑤中間サーバー⑥中間サーバーコネクター(団体内統合宛名)	事後	令和3年4月より、当該システムの契約をしていないため
令和3年4月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)26,56の2,87の項・行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)(情報提供の根拠)第19条各号, 第30条第8号, 第44条各号	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)26,56の2,87の項・行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)(情報提供の根拠)第19条各号, 第30条第8号, 第44条各号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 1②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康保持及び増進を図る為の施策を実施する事務を行う。</p> <p>母子健康法及び行政手続における個人を識別する為の番号の利用等に関する法(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の給付又は養育医療に要する費用の徴収に関する事務</p>	<p>母子健康法(昭和40年法律第141号)及び行政手続における個人を識別する為の番号の利用等に関する法(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の給付又は養育医療に要する費用の徴収に関する事務</p>	事後	
令和7年12月1日	I 1③システムの名称	<p>①保健福祉情報システム(母子保健台帳) ②赤ちゃん訪問システム ③乳幼児統計システム ④未熟児養育医療給付システム ⑤中間サーバー ⑥中間サーバーコネクター(団体内統合宛名)</p>	<p>①GPRIME保健総合システム(健康管理) ②未熟児養育医療給付システム ③中間サーバー ④中間サーバーコネクタ</p>	事前	ガバメントクラウド移行に伴うシステム更改
令和7年12月1日	I 3 法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の49の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第40条各号</p>	<p>・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表70の項 ・行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条各号</p>	事後	法改正に伴う改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)26,56の2,87の項 ・行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)(情報提供の根拠)第19号各号,第30条第8号,第44条各号	①番号法第19条第8号 別表 項番70 ・情報照会:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番95, 95の2, 96 ・情報提供:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番42, 48, 71, 80, 112, 125, 155, 161 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令 ・情報照会の根拠:第97条、第97条の2、第98条 ・情報提供の根拠:第44条、第50条、第73条、第82条、第114条、第127条、第157条、第163条	事後	法改正に伴う改正
令和7年12月1日	I 5 ①部署	子育て支援部母子保健課(養育医療関係事務を除く。) 子育て支援部子育て助成課(養育医療関係事務に限る。)	旭川市子育て支援部おやこ応援課(養育医療関係事務を除く。) 旭川市子育て支援部子育て助成課(養育医療関係事務に限る。)	事後	機構改革に伴う課名変更
令和7年12月1日	I 5 ②所属長の役職名	母子保健課長 子育て助成課長	おやこ応援課長 子育て助成課長	事後	機構改革に伴う課名変更
令和7年12月1日	I 7 請求先	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1階) 旭川市 市民生活部 市民生活課 市民参加推進係(市政情報コーナー) 0166-25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012	事後	機構改革に伴う課名変更 新庁舎移転に伴う住所等変更
令和7年12月1日	I 8 請求先	〒070-8525 旭川市7条通10丁目(第二庁舎) 旭川市子育て支援部 母子保健課0166-26-2395(未熟児養育医療給付関連ファイルを除く。) 旭川市子育て支援部子育て助成課 0166-25-6446(未熟児養育医療給付関連ファイルに限る。)	旭川市子育て支援部 おやこ応援課(未熟児養育医療給付関連ファイルを除く。) 〒070-0031 旭川市1条通8丁目187-1(ツルハ旭川中央ビル2階) 電話番号0166-26-2395 旭川市子育て支援部子育て助成課(未熟児養育医療給付関連ファイルに限る。) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号0166-25-6446	事後	機構改革に伴う課名変更 新庁舎移転に伴う住所等変更
令和7年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IVの8「人手を介在させる作業」	設問なし	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分か [十分である] ・判断の根拠 <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバーの取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、マイナンバーの取得、管理、交付の各段階において、誤収集、紛失、誤廃棄、誤交付等の人的ミスを発生させないよう複数の職員で情報の取扱いを共有しながら二重チェック等を行っており、特定個人情報を受け渡す際は、事前に暗号化・パスワードによる保護、確実なマスキング処理を行い、かつ二重チェックを行っているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	IVの9「監査」	[]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和7年12月1日	IVの11「最も優先度が高いと考えられる対策」	設問なし	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も優先度が高いと考えられる対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ・当該対策は十分か [十分である] ・判断の根拠 ・システムのアクセス権を、業務上システムの利用が必要な職員にのみ付与するとともに、事務取扱者及び特定個人情報取扱者は情報管理等の研修を受講している。 ・特定個人情報が記載されている書類等は整理整頓の上、必ず施錠できるキャビネットに保管している。 ・端末の盗難、紛失を防止するため、セキュリティワイヤにて固定している。 	事前	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	全体	読点の修正(「、」→「、」への修正)	読点の修正(「、」→「、」への修正)	事後	本市の規程の改定に伴う改正